

令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の見直しと幌延深地層研究センターの廃止を含めた検討を求める意見書

日本原子力研究開発機構は、幌延深地層研究センターにおいて、平成13年から今日に至るまで、幌延深地層研究計画に基づき、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する調査研究を実施してきたところである。

本年8月2日、日本原子力研究開発機構は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を北海道と幌延町に提出した。この計画案では、令和2年度以降は、第3期及び第4期中長期目標期間である令和3年度から令和10年度までを目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めるとしているが、これまでの協定や合意を踏まえると、重大な懸念が生じていると断じざるを得ない。

第1に、地層処分技術の確立が確認できない場合の埋め戻し工程を示すことが明記されていないため、事実上、研究終了期限が示されていない。これは、研究計画期間をおよそ20年としてきた説明をほごにするものである。

第2に、高レベル放射性廃棄物の放射能が、その元となった燃料の製造に必要なウラン鉱石の水準まで低下するには数万年から10万年もの長期間を要するとされており、火山が多数あり地震や断層活動も多い我が国においては、地層処分における処分地の選定に多くの課題がある。

第3に、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すとしているが、同機構の東濃地科学センターでは、本年4月に、瑞浪超深地層研究所を埋め戻すことを含む事業計画を決定し、同年8月には、瑞浪超深地層研究所の埋め戻し工事工程案を公表している。こうした状況では、地層処分の研究を進める唯一の施設となる幌延深地層研究センターが、放射性廃棄物の処分場の最有力候補地となる危険性がある。

よって、政府においては、日本原子力研究開発機構に対し、令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）について見直しを行うよう直ちに指導するとともに、幌延深地層研究センターの廃止を含めた在り方を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月11日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、経済産業大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク
北海道石川さわ子議員